特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０５６号

東京都足立区南花畑２丁目33番17号
清算株式会社　株式会社フィフティ
代表清算人　栢森　清志

1　決定年月日　平成29年６月９日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者（栢森清志は除く。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１カ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙記載の弁済割合に応じて弁済する。

2　各協定債権者（栢森清志は除く。）は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3　栢森清志の債権

協定債権者栢森清志は、本協定認可決定確定を条件として、清算株式会社に対して有する債権の全額を放棄する。

4　弁済の場所

本協定における弁済は、各協定債権者（栢森清志は除く。）の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算株式会社の負担とする。但し、本協定認可決定確定後１ヶ月以内に各協定債権者（栢森清志は除く。）から振込口座の指定がない場合には、清算株式会社の本店の所在地で支払う。

5　新たな財産が発見された場合の措置

第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者（栢森清志を除く。）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙記載の弁済割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第２項により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２９年（再）第３号

愛知県豊橋市羽根井西町８番地７
再生債務者　昭和医科工業株式会社

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　名古屋市中区丸の内１丁目５番13号　すずらん丸の内ビル　すずらん法律会計事務所　弁護士　鈴木　典行

平成29年６月９日

名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２９年（再）第１９号

東京都目黒区東山２丁目３番２号
再生債務者　株式会社ＣＯＤＥ．９

1　決定年月日時　平成29年６月９日午前11時30分

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年７月10日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成29年８月14日から平成29年８月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第５２号

埼玉県所沢市松葉町26番14―105号　リュミエ新所沢１
再生債務者　川俣　　勝

1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年６月29日まで

4　一般異議申述期間　平成29年７月13日から平成29年７月24日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第４６号

埼玉県ふじみ野市上ノ原１丁目４番地67
再生債務者　澤田　美樹

1　決定年月日時　平成29年６月９日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年６月30日まで

4　一般異議申述期間　平成29年７月14日から平成29年７月24日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第７８号

さいたま市中央区新中里４丁目16番20号　メゾンソレイユ201号室
再生債務者　石川　貴士

1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年７月３日まで

4　一般異議申述期間　平成29年７月18日から平成29年７月24日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第１６号

埼玉県春日部市西金野井556番地４
再生債務者　大塚　寛史

1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年７月３日まで

4　一般異議申述期間　平成29年７月18日から平成29年７月24日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２９年（再イ）第２１号

埼玉県三郷市中央２丁目29番地29　グランセント三郷中央Ａ―101
再生債務者　千葉　講平

1　決定年月日時　平成29年６月12日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年７月３日まで

4　一般異議申述期間　平成29年７月18日から平成29年７月24日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２９年（再イ）第１９号

千葉県四街道市もねの里４丁目22番20号
再生債務者　鈴木　智博

1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年７月３日まで

4　一般異議申述期間　平成29年７月18日から平成29年７月31日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（再イ）第１０７号

愛知県尾張旭市南原山町赤土216番地
再生債務者　水野　有貴

1　決定年月日時　平成29年６月12日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年７月３日まで

4　一般異議申述期間　平成29年７月10日から平成29年７月18日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第１０８号

名古屋市千種区清明山１丁目５番１号　県営清明山住宅１棟218号
再生債務者　山内　裕子

1　決定年月日時　平成29年６月12日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年７月３日まで

4　一般異議申述期間　平成29年７月10日から平成29年７月18日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第１２３号

札幌市西区宮の沢１条３丁目２番１―706号
再生債務者　齊藤　義博

1　決定年月日時　平成29年６月13日午前11時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年７月４日まで

4　一般異議申述期間　平成29年７月18日から平成29年７月25日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第１２号

北海道北見市常盤町３丁目７番15号　プランドール千　２Ｂ号、前住所北海道札幌市北区北27条西２丁目３番８号　ラ・セーヌ27―101
再生債務者　岡田　拓也

1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年７月４日まで

4　一般異議申述期間　平成29年７月18日から平成29年７月25日まで

釧路地方裁判所北見支部個人再生係

平成２９年（再イ）第１４号

北海道北見市清月町76番地55
再生債務者　矢萩　好弘

1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成29年７月４日まで

4　一般異議申述期間　平成29年７月18日から平成29年７月25日まで

釧路地方裁判所北見支部個人再生係